

○国内産いもでん粉交付金における交付申請計画数量の取扱いについて

[平成19年12月14日付19農畜機第3576号]

改正 平成28年10月3日付28農畜機第3311号

平成29年3月28日付28農畜機第6625号

平成31年4月26日付31農畜機第553号

令和3年3月31日付2農畜機第7466号

国内産いもでん粉交付金交付要綱（平成19年4月18日付け18農畜機第4703号-1。以下「交付要綱」という。）第6に定める国内産いもでん粉交付金の交付申請計画数量について、その取扱いを交付要綱第16の規定に基づき下記のとおり定める。

記

交付要綱第6の1に規定する「国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書」を届け出た製造事業者等（交付要綱第4の2に規定する製造事業者等をいう。）は、理事長が必要とした場合、別紙様式の「国内産いもでん粉交付金月別交付申請計画書」により、交付要綱第8の3に規定する交付申請の期間の最初の交付申請の5業務日前までに届け出るものとし、当該届け出を交付要綱第6の2に規定する届け出とみなすものとする。

附 則（平成19年12月14日付19農畜機第3576号）

この規程は、平成19年12月14日から施行する。

附 則（平成28年10月3日付28農畜機第3311号）

この規程の改正は、平成28年10月3日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付28農畜機第6625号）

この規程の改正は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31農畜機第553号）

この規程の改正は令和元年5月1日から施行し、令和元でん粉年度から適用する。

附 則（令和3年3月31日付2農畜機第7466号）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

製造事業者等
住所・名称・代表者名

国内産いもでん粉交付金月別交付申請計画書
(令和 でん粉年度 月 期)

国内産いもでん粉交付金における交付申請計画数量の取扱いについての規定に基づき、令和 でん粉年度 月における国内産いもでん粉交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

(種類)

交付金交付申請計画数量 (トン)				
期別		(事務所名)	(事務所名)	計
年 月	上期			
	下期			
月計				

(種類)

交付金交付申請計画数量 (トン)				
期別		(事務所名)	(事務所名)	計
年 月	上期			
	下期			
月計				

【記載注意】

- 1 種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
- 2 トン未満は切り上げること。
- 3 交付金交付申請計画数量は申請予定事務所ごとに記載することとし、必要に応じて同欄を加減して使用すること。また、機構本部へ申請する場合は、同欄に「本部」と記載すること。
- 4 生でん粉又はスラリー状のものについては、水分含有率を18%に換算した数量を記載すること。
- 5 国内産いもでん粉加工製品については、当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載すること。